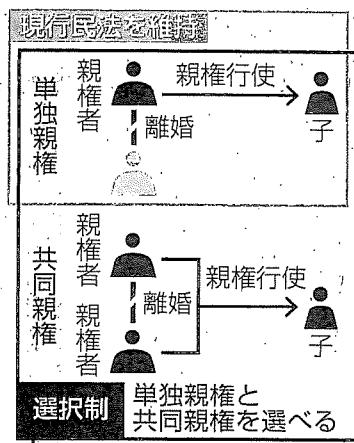


離婚後の「共同親権」提示

法制審中間試案 「単独親権」維持併記

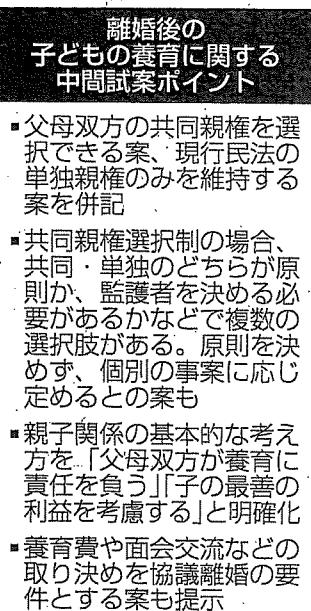
離婚後の子どもの養育について検討する法制審議会（法相の諮問機関）の家族法制部会は十五日、制度見直しの中間試案を取りまとめた。親権に関して、父母双方の「共同親権」を選ぶ案、現行民法のままどちらか一方の「単独親権」だけを維持する案など、十ほどの選択肢を併記した。



- どちらが原則か？
- 原則を定めない案もある
- 共同親権の場合、監護者を定めるか？
- 監護者を定めた場合、親権行使は？

当初は八月末に取りまとめ予定だったが、自民党法務部会で強硬に共同親権導入を求める一部議員らが反発、先送りされた。十五日の試案は修正を小幅にとどめ、当初案を基本的に維持した。

十一月初旬にもパブリックコメント（意見公募）を実施し、法改正の要綱案作成に向かわずに話し合つ。



議論次第では、離婚後の親子関係が大きく変わる。共同親権は、父母双方が子育てに関与できるようにすべきだとの考え方や、親権争いから起きる子どもの「連れ去り」を避けられるとの考え方から支持する声がある。一方、ドメスティックバイオレンス(DV)の被害者からは、「元配偶者との関わりを避け、子どもの安全を守りたい」として反対意見が根強い。海外では父

母双方の養育が可能な国が多いといされ、欧州連合(EU) 欧州議会は、日本人配偶者による「連れ去り」を問題視する。

中間試案は①共同親権と単独親権を選べる②現行の単独親権のみを維持一の案を提示。さうに①は共同、単独のどちらを原則、どちらを例外と位置付けるかで案が分かれる。例外とされれば、選ぶのに一定の要件を設ける。原則・例外を設けず「個別案に即して定めること」でも選択肢が分かれる。

試案は、親子関係の基本的な考え方を「父母双方が養育に責任を負う」「子の最善の利益を考慮する」と明示。未成年の子どもがいる協議離婚では養育費や面会交流など「子の監護に必要な事項」の取り決めを要件とし、決めなければ離婚を認めない案も盛り込んだ。

中間試案で示された離婚後親権制度のイメージ